

綱領

1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて、われわれの権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
  2. われわれは、常に暴力と独裁を排し、自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
  3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する

その集計を行つてゐる。給与の引き上げ幅はこの集計結果をみて決定する。

然し労働省の「毎月労働統計調査」によると國家公務員と仕事が類似している民間の管理事務職員および技能労働者のことと四月の給与は昨年同月比八・七%増で昨年の対前年同月比（八・九%）を下回つており、今年の春斗による賃上げ額も昨年の平均約三千三百円より少なく、平均約三千円となつてゐる。さらに人事院勧告の一

然しこれよりやや下のクラスについてではなくおり中だるみが是正されていないとの声が強く、人事院としてもこれ等の人々については官民格差の範囲内である程度の大軒な引き上げはやむをえないと考えている。

人事院では、八月十二、三日ころ一般職国家公務員の給与引き上げについて内閣と国会へ勧告を出方針で、さきに行つた民間給与実態調査の集計作業を進めている。給与の引き上げ幅は昨年の引き上げ幅（七・九%）を下回ることは確実とみられ、六・五%台にとどまる可能性が強いと予想されている。また給与改定の際には中堅職員の給与の中だるみ是正に力を注ぐ考え方であり、実施時期については

人事院は国家公務員法第二十八条によつて「國家公務員の給与を認められたとき」には内閣と国会に對し、給与改定の勧告を出すよう定められている。人事院ではこれにもとづき、毎年四月現在の民間給与の実態を調査、これと国家公務員給与とを比較して、その格差を是正するとの立場から勧告を出してゐる。今年も事業所規模五

人事院勧告  
「上げ幅六%台の公算」

鳥取市立赤羽総合好意ある内  
えていた今年度第一回拡大中大  
員会、及び婦人部代表者会議は  
昭和四十年五月二十六日第一回  
行委員会（東京）の席上、八月  
十八日・二十九日鳥取市にお  
開催することにきました。

伊香保大会に於て決定をみた。本年度運動方針の具体的斗争方法について、検討を加え、躍進をめざすわれく新勞の姿勢をより一層強固なものにする重大会議なることは必ずあります。

# 婦人部會議をもりあげよう



北関東の新銳

# 大田原日赤職組 全員新勞加盟！

向つて左より 副組合長 小森清志君 川島組合長 書記長 柴山定男君

「労働者の義務を果し権利を守る」それが生活の向上と職場の発展につながるものであると考え、そしてそれは労働者一人一人の力では成果のあがらぬ場合が多くなり、そのためにはまず職員組合を結成する事が、私達の目的を達成するための一里塚であると信じ、職員の有志が組合結成の準備にあたり、職員個々にその意義を浸透させるために、約一年有余の月日を費しました。

そして遂に三十八年十一月三十一日組合結成の迎びとなつたのです。那須山ろくから吹きおこす初冬の強風下、病院屋上での結成大会は、全員寒さにふるえ乍らも意氣盛んなものが感じられました。

それはすでに「労働組合の政治は労働者の手でやらなければならぬ」という意識が、組合員個々

た単組をお知らせいたします。  
今年度大会で役員に異動のある  
日赤岐阜県支部

地方便り



「三ツ子のたましい百筵」の、  
とえの通り、私共の単組はまだ  
分なそのたましいすら身につけ  
いない現状であります、単組  
カラ、新労のカラーを大いに生  
すべく、そして其の労働活動の發  
進すべく、努力を惜まぬところ  
あります、今后ともよろしくや  
指導の程お願ひいたします。

ラーと同じくする日赤新勞に去る  
六月十九日加盟させていただ  
事は、誕生以来一年数ヶ月の單  
としては非常に心強いものを感じ

暑中御見舞申上げます

## 組合員皆様の益々の御健康と 御活躍をお祈り致します

昭和 40 年感言

## 日赤新勞役員職員一同



東京支部職員組合  
組合長 永野庸  
副組合長 若山義  
同 書記長 鈴木美都  
会計部長 佐藤雅  
神野敏

